

東弁2018人権第413号
2018年（平成30年）12月27日

警視庁世田谷警察署
署 長 殿

東京弁護士会
会 長 安 井 規 雄

勸告書

当会は、申立人 I の申立を受けて、調査をした結果、貴署に対して、下記のとおり勸告致します。

記

第1 勸告の趣旨

貴署は、複数の屈折異常で視力が大きく低下し、それを補正するために乱視矯正用と老眼矯正用の異なる矯正力を有する2つの眼鏡を所持する申立人につき、留置場の居室内において同時に1つしか所持を許さず、かつ、申立人が居室外に出る場合も1つしか所持して出ることを許しませんでした。このような貴署の対応は、申立人の人権を侵害するものです。

今後、同種の事案においては、眼鏡を必要とする者の眼鏡を使用する権利が、人格の維持、発展、陶冶に関わることとして憲法で保障された人権であることを留意し、適切な対応をとるよう勸告致します。

第2 勸告の理由

1 認定した事実

(1) 申立人について

平成27年11月30日から平成28年3月9日まで、貴署の留置場に留置されていた。

申立人は、安全に日常生活を送るためには乱視矯正用の眼鏡を必要とし、手許で文字等を見るためには老眼矯正用の眼鏡を必要としている。

乱視は、1 m離れた人の顔が二重に見えたり、地面にあるものや、階段の段が二重に見えるため踏み外したりする危険があるなど、程度は重い。老眼についても、利用している老眼鏡の強度は「+4.00」（注：一般の既製品で最も強いものより更に強い矯正力）と進行しており、申立人は、裸眼だとまったく字が読めないと説明している。

申立人は、乱視矯正と老眼矯正を兼ねた矯正力を持つ眼鏡は持っておらず、2つの眼鏡を使い分けて利用している。

(2) 貴署留置場における眼鏡の取扱い

申立人は、平成27年12月28日、留置係担当者に2つの眼鏡を同時に利用したい旨を申し出たが許されなかった。

貴署も、当会からの照会に対して、この事実を認めた上で、申立人に対しては、必要な眼鏡を申し出れば、その都度、その眼鏡を使用することができるが、さらにもう1つ所持しておくことはできない旨を説明し、申立人も了承したと回答している。申立人からも、眼鏡を取り換えて欲しいと申し出たのに、取り換えてくれなかったとの主張はなされていない。

2 評価・判断

(1) 眼鏡を利用することの権利・利益と制限の限度

眼鏡は、心身の諸機能の中でも人の認知機能に直接影響する「視力」を補う「補正器具」である。多数の者が長期間かつ長時間利用している、ありふれた補正器具であるが、これを必要とする者にとっては、十分な視力を有する者と同じように、文化的な生活を安全に送るために不可欠な重要な役割を果たすものである。かかる意味で、眼鏡を必要とするものが眼鏡を使用する権利は、人格の維持、発展、陶冶に関わることとして憲法13条によって保障されるだけでなく、憲法25条の生存権にもその淵源があるといえる。

ところで、視力の低下要因としての「屈折異常」には、主なものだけで、近視、遠視および乱視の三種がある。そしてその各々について、異常の程度や原因は、各人さまざまである。そのため、屈折異常を補正する眼鏡等により、十分に補正できない場合もあるし、複数の性質

の屈折異常がある場合に1つの眼鏡では補正できない場合もある。

このような事情から、異なる補正力を有する複数の眼鏡を、生活場面によって掛け替えて利用している者は多く、そのような利用方法についても、1つの眼鏡で補正できる者の補正の場合と同様に、文化的な生活を安全に送るために不可欠なこととして、最大限尊重されなければならない。

そこで、留置場内で眼鏡の利用を制限する場合は、制限の必要性があり、制限の程度がその必要性を踏まえた相当な範囲にとどまらなければならない、これらが認められない場合は、憲法上の人権を侵害するものとして許されないというべきである。

(2) 制限の必要性が明らかでないこと

そこで本件について検討すると、まず貴署は、眼鏡を2つ所持させたり、居室から2つの眼鏡持ち出しを許すと、自殺、自傷、あるいは逃走等の事故が生じるおそれがあると主張し、その制限根拠として警視庁被留置者留置規程（平成26年4月1日訓令甲第16号）を挙げている。

しかし、現に使用している眼鏡の利用を許しながら、それとは別の1本の眼鏡を所持させることによって、自殺や自傷、あるいは逃走等の事故発生の危険が高まるなどということは容易に想像し難く、貴署が主張する制限の根拠に合理性は認められない。付言するに、申立人について、自殺や自傷・他害を窺わせる具体的な根拠は見出しがたいし、逃亡を企てたなどの事情も貴署から指摘されていない。

なお、貴所が根拠として挙げた警視庁被留置者留置規程は、2つの眼鏡を同時に所持等することができない旨を具体的に明記しているわけではなく、そもそも同規程は、留置業務等を担当する職員に宛てた内部規範であって、被留置者の自由の制約根拠になるものではない。

(3) 制限の程度が相当な限度を超えていること

次に、制限の程度について検討すると、申立人が眼鏡を2つ手許に所持したいと望む理由は、乱視と老眼という異なる、しかも程度の重い2つの屈折異常があるためであり、矯正力は同じであるが意匠の異なる2つの眼鏡を所持したいとしているものではない。申立人は、

2つの眼鏡を臨機応変に掛け替えれば、屈折異常のない者と同様の生活を送れるのに対して、1つの眼鏡しか手許にないと1つの屈折異常にしか対応できず、見たいものを見られない、見ようとしたときに認知できないのである。したがって、そのような者に対し2つの眼鏡を手許に置くことを許さないことは制限の程度が極めて重いと言わざるを得ない。

なお、貴署の運用によれば、居室内において、眼鏡の交換を申し出れば別途保管されている眼鏡に代えて手交するし、居室から出て取調べ等を受ける際には、例えば供述調書を読むために老眼鏡の貸与をするなどの配慮をしていることが窺われる。

しかし、このような配慮がなされていたとしても、2つの眼鏡を日常生活で利用している者の通常的眼鏡の利用方法と比較すると、相当程度に不自由であることは明らかであり、読みたい時その場で直ちに文字を読めなかったり、体を動かしたいのに躊躇しなければならなかったりするなど、認知機能を働かせた文化的な活動を安全に行うことに大きな制限が生じることは容易に想像ができ、制限の必要性が乏しいことに比して制限の程度が重く、相当性を逸脱しているといえる。

3 結語

貴署が申立人に対し、現に使用している眼鏡のほかにもう1つの眼鏡を手許に置いておくこと等を制限したことは、制限の必要性が乏しく、かつ、制限の程度がその必要性を踏まえた相当な範囲を超えていると考えられ、よって申立人の人権を侵害したと認められるので、頭書の通り勧告する。

以 上